

平成 30 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

「平成 31 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の 申請に関する重要事項（変更点等）

1. 平成 31 年度登録，申請提出書類に関わる重要事項

(1) 施設能力の申告値について

＜工場属性情報の入力（様式 2）に関わる重要事項＞

施設の能力については「再生処理能力（投入量）」①と「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②の二つの入力をお願いしているが、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②については、容リ以外の廃棄物等を受け入れる場合の減量分を勘案するだけでなく、より実態に近い引き取り能力値を申告していただきたい（従来は容リ以外の受け入れ・投入がゼロの場合は、①＝②が多かった）。

これは、後述 H31 入札時の「落札可能量・減量申請」の変更と関係しているの
で、留意すること。

入札における変更点（予定）

H31 入札時の落札可能量・減量申請は、原則認めないこととする。

*落札後（契約後）に、再生処理が滞ったり、一部辞退を申告してきた場合は、措置規程に基づき厳重に対応する。

【次頁 参考】

『主旨』

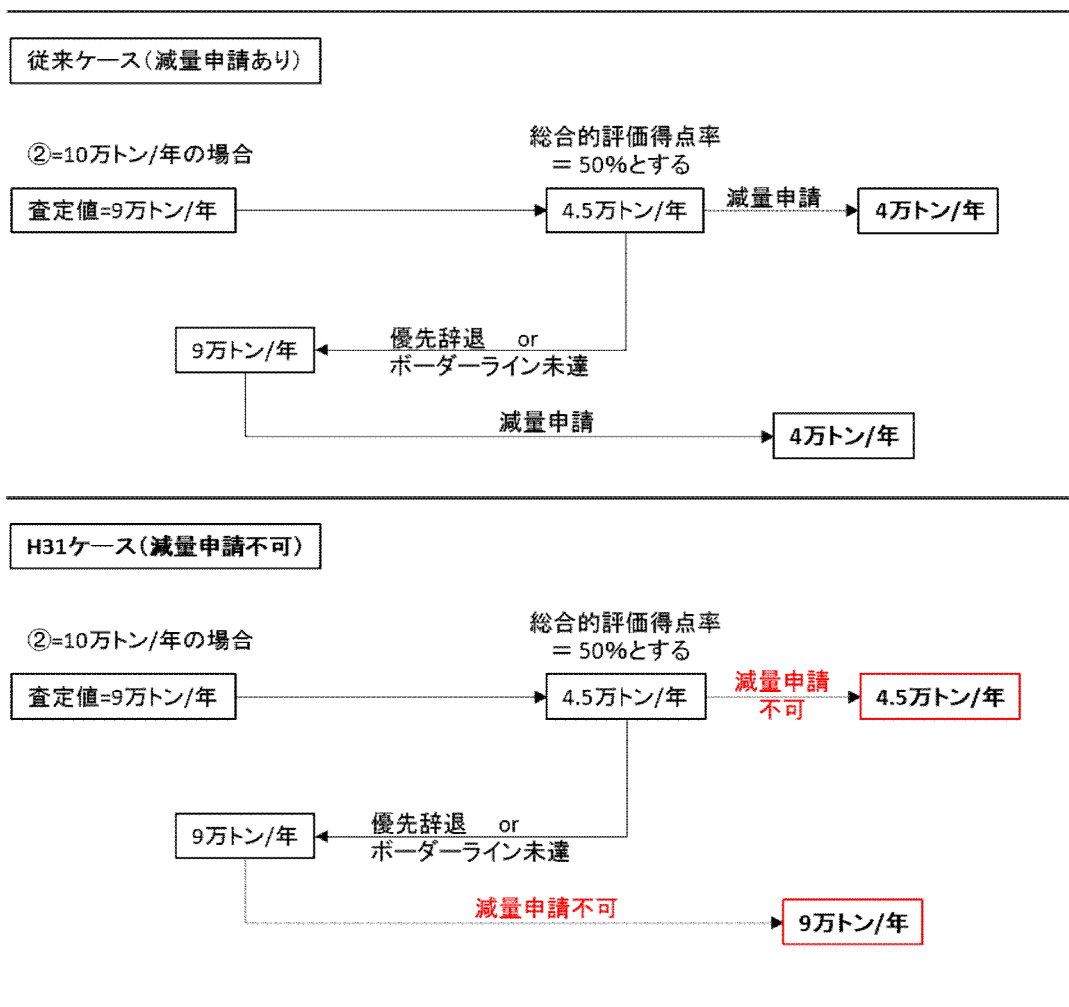
プラスチック製容器包装に係る材料リサイクル優先枠において、再商品化能力の査定量は総合的評価制度に基づく評価点とともに、落札可能量の前提となるものであり、その査定に当たっては厳格な審査が求められるものである。

平成 31 年度事業に向けた登録申請においては、過去の実績等を踏まえた適正な登録申請能力を用いることを求めるとともに、当該能力の審査・査定に当たっては、必要に応じて申請値の妥当性を説明する根拠等の提示を求めることとする。

以上の趣旨から、査定後に認められた落札可能量を自ら減量等の変更を行うことは、やむを得ないと認められる特別な場合を除き原則として認められないこととした。その観点からも適正な能力値②を登録申請するよう求めることとする（経産省、環境省）。

尚、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②を変更した場合、関連する施設関係書類（4. 処理工程に沿った物質収支と処理量、5. 操業体制等）の見直し、提出も必要となるので留意のこと。

【参考】容器包装引き取り能力 10 万トン/年の場合の 申請量と実稼働能力



(2) 引き取り同意書（様式5）関係書類＜含システム＞の改善

引き取り同意書関係書類のシステム、提出書類等の改善を行った。
 考え方としては、提出情報の重複を避け、提出書類を減らすこと等により分かり
 易いものにした。

改善内容を下表にまとめた。

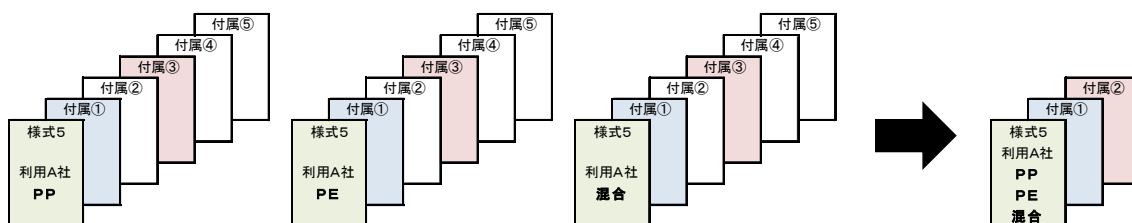
書類名 (H30時点)	今後	変更点	対象
様式5 同意書	変更	品目ごとの提出をやめ、利用事業者ごとに1枚に総括する。	材料リサイクル
付属① 事業者情報	継続	変更なし。	全事業者
付属② 品質規格	廃止	提出不要とする。再事⇄利用間での調整。	全事業者
付属③ 能力・フロー	変更	必要な情報を絞り、レイアウトを見やすくする。	全事業者
付属④ 商社情報	廃止	提出不要とする。ただし、REINS入力が必要。	全事業者
付属⑤ 特定利用	廃止	提出不要とする。(契約時登録書類にて把握)	全事業者



H31～	書類名
様式5	再商品化製品引き取り同意書
付属①	再商品化製品利用事業者情報
付属②	利用能力・利用フロー等確認票 ※旧付属③

※H30年度の期中新規手続及び変更手続については従来通りの申請とする。
 (H30年度とH31年度では、システムが異なるので、年度の入力間違いをしない
 ように注意！)

「イメージ」



【資料 4-2 参照】

- (3) 現地審査対象施設及び能力測定対象施設の選定基準の明文化
現地審査対象施設及び能力測定対象施設の選定基準を明文化した。
詳細は（参考資料 1-2 3.）を確認下さい。

【参考資料 1-2～1-3 参照】

- (4) ガス化手法によって得られたガスを燃料として利用する場合の対応
ガス化手法によって得られた水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを**燃料として利用**することは、**緊急避難的・補完的取り扱い**とすることになった。
以下、経済産業省HPからの抜粋 <2018年3月29日最終更新>

「プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等（生成されたガス等をそのまま燃焼するもの）の取扱いについて」

2. 燃料ガス化等の取扱いについて

プラスチック製容器包装に係るガス化等*¹のリサイクル手法のうち生成されたガス等をそのまま燃焼*²させているものについては、燃料として利用される製品の原材料として、緊急避難的・補完的に取り扱うことが適当である。

*¹ 「ガス化等」とは、「ガス化手法」と「油化手法」を指す。

*² 「そのまま燃焼」とは、生成されたガス等の用途として、材料にも化学原材料にも変化させることなく燃やしていることをいう。例えば、生成されたガス等をボイラーで燃料として燃焼させることにより燃焼熱を得て、その発生した熱を給湯や発電のために利用するものが挙げられる。

尚、ガス化手法の登録申請時の提出書類は昨年と同様である。

2. 注意事項

(1) 労働災害の発生防止

労働災害の発生件数が、H28年度16件、H29年度11件と多発しており、これ以上労働災害を発生させることのないように一層注力していただきたい旨を事業者説明会において注意喚起した。

ところが、H30年度に入って既に5件（さらに自社利用工程、運搬事業者でも1件毎）の労働災害が発生しており、その内1件は重篤な災害になっている。改善がなかなかみられない状況にある。

今一度、安全管理・教育等を徹底していただき、安全な職場にしていきたい。

(2) 施設変更後の完了報告の速やかな提出

昨年度から今年度にかけて、施設変更が完了したにもかかわらず、長期間完了報告を提出せずに稼働していた事例があった。

施設変更の状況や変更後の稼働等については、協会担当者と十分コミュニケーションをとっていただき、問題が発生しないよう留意いただきたい。

【参考資料 2-2 参照】